

## 史跡垣ノ島遺跡調査検討委員会要綱

(設置)

第1条 史跡垣ノ島遺跡の発掘調査について調査・審議するため、教育委員会に史跡垣ノ島遺跡調査検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員7名以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、考古学、生物学、生態学、建築学等の学識経験のある者のうちから教育委員会が委嘱する。

(委員長および副委員長)

第4条 委員会に、委員長および副委員長各1名を置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月28日から施行する。